平成 31 年度からの住民税（町・県民税）税制改正のお知らせ

★配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

平成 31 年度個人住民税（平成 30 年分所得税）より、配偶者控除・配偶者特別控除の適用される納税者本人に所得制限を設け、合計所得金額により控除額が変わります。

〇配偶者控除の改正

平成 31 年度から**納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができない**こととされました（改正前：納税者本人の合計所得金額の制限なし）。

なお、配偶者の合計所得金額は従来通り 38 万円（給与所得のみの場合の収入金額：103 万円）以下に限られます。

控除額は下記のとおりです。

納税者本人の合計所得金額 （給与所得のみの場合の収入金額）	個人住民税		所得税	
	一般	老人 （70 歳以上）	一般	老人 （70 歳以上）
900 万円以下 （1,120 万円以下）	33 万円	38 万円	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下 （1,120 万円超 1,170 万円以下）	22 万円	26 万円	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下 （1,170 万円超 1,220 万円以下）	11 万円	13 万円	13 万円	16 万円
1,000 万円超 （1,220 万円超）	0 円	0 円	0 円	0 円

○配偶者特別控除の改正

平成31年度から対象となる**配偶者の合計所得金額が123万円以下**に引き上げられました（改正前：76万円未満）。

なお、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、従来通り適用を受けることはできません。

控除額は下記のとおりです。

配偶者の合計所得金額	配偶者が給与所得のみの場合の収入金額	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	103万円超 150万円以下	33万円 （38万円）	22万円 （26万円）	11万円 （13万円）
85万円超 90万円以下	150万円超 155万円以下	33万円 （36万円）	22万円 （24万円）	11万円 （12万円）
90万円超 95万円以下	155万円超 160万円以下	31万円 （31万円）	21万円 （21万円）	11万円 （11万円）
95万円超 100万円以下	160万円超 166万8千円未満	26万円 （26万円）	18万円 （18万円）	9万円 （9万円）
100万円超 105万円以下	166万8千円以上 175万2千円未満	21万円 （21万円）	14万円 （14万円）	7万円 （7万円）
105万円超 110万円以下	175万2千円以上 183万2千円未満	16万円 （16万円）	11万円 （11万円）	6万円 （6万円）
110万円超 115万円以下	183万2千円以上 190万4千円未満	11万円 （11万円）	8万円 （8万円）	4万円 （4万円）
115万円超 120万円以下	190万4千円以上 197万2千円未満	6万円 （6万円）	4万円 （4万円）	2万円 （2万円）
120万円超 123万円以下	197万2千円以上 201万6千円未満	3万円 （3万円）	2万円 （2万円）	1万円 （1万円）
123万円超	201万6千円以上	0円 （0円）	0円 （0円）	0円 （0円）

※控除額の上段は個人住民税、下段は所得税になります